

特別顧問会議（第10回）議事要旨

1. 開催概要

(1) 開催日時：2008年11月10日（月）15：00～17:03

(2) 開催場所：国民生活センター東京事務所 5階特別会議室

(3) 出席者：＜委員＞

有馬 真喜子氏、神田 敏子氏、鶴田 俊正氏
日野 正晴氏、堀部 政男氏、山根 香織氏
渡邊 光一郎氏

＜国民生活センター＞

中名生理事長、田口理事、柴崎理事、島野理事 ほか

(備考) 特別顧問会議は、学識経験を有する7人以内で構成し、センター業務の重要事項について審議を行い、理事長に助言することを目的としている。

2. 質疑応答の記録

※ 表記凡例…委 員：委員からの質疑または意見
国セン：国民生活センターの回答

※国民生活センターは略称「国セン」と表記

(1) 業務実施体制等

委員：独立行政法人国民生活センター法改正で新たに裁判外紛争解決手続を担うことになり、その役割が益々重要になっているにもかかわらず、独立行政法人であるが故に整理合理化の対象とされるのは、政府の消費者行政重視の姿勢と相反するのではないか。

委員：今年4月に始まった第2期中期計画において、新たに様々な業務を行うこととなっているが、今の人員で業務を遂行することができるのか。

国セン：いわゆる「行革推進法」や「独立行政法人整理合理化計画」において、独立行政法人が人件費等の削減を行うことが明記されている。一方で、第2期の中期目標・中期計画では、各般の業務を充実・強化し新たな業務も行うこととされている。人員について主務官庁等に対し、措置していただけるようお願いしているところであるが、状況はなかなか厳しいというのが現状である。

なお、法人形態については、例えば、国立公文書館では、独立行政法人ではなく、特別の法人に位置づけようとの議論もあるようである。

(2) 裁判外紛争解決手続(ADR)

委員：限られた資源の中では、選択と集中が必要ではないか。国センは、他のADR機関とも連携して、国センにふさわしい案件を重点的に取り扱うのがよいのではないか。

国セン：国センADRでは、あらゆる紛争事案を取り扱うのではなく、国セン法に基づき、「国民生活の安定及び向上を図る上でその解決が全国的に重要であるもの」を取り扱うこととしている。国センとしては、他のADR機関とも連携しつつ、重要な消費者紛争の解決に取り組んでいきたい。

委員：年間の取り扱い件数や事務局体制はどのくらいの規模を考えているのか。

国セン：国セン法の改正時の議論では、年間200件程度を取り扱うことが想定されていたが、来年度の予算要求においては、初年度ということもあり、まずは年間100件程度を取り扱うことを想定している。その場合、事務局としては少なくとも10名程度は必要だと考えている。

委員：他のADR機関で解決できない場合などを含め、国センADRへの

申立ては、かなり多くなされるのではないか。そうした場合に備え、国センADRで取り扱う案件とそうではない案件を仕分ける基準を明確に定める必要があるのではないか。

(3) 相談体制の充実・強化

委員：国は地方消費者行政の充実に向けて支援を行うとのことだが、国センにおいては、地方に相談員を派遣することなどにより相談体制の強化を支援すべきではないか。

国セン：国センにおいては、地方消費者行政の支援のために、経験豊富な相談員が消費生活センター等を巡回し、相談対応や困難案件等について助言する等の事業を準備しているところである。

委員：土日相談の実施はよいことだが、そのための体制を構築するには解決すべき様々な問題もあるだろう。また、相談員の待遇改善に国センも取り組んでほしい。

委員：国センの予算や人員に限りがある中では、従来型の電話・面談による相談には限界があるだろうから、インターネットを用いた相談への対応も考える必要があるのではないか。

(4) 食の安全

委員：最近では食の安全の重要性が高まっているが、外国において生産される場合も多く、「生産から食卓まで」一貫して安全を確保することが実際問題としてなかなか難しいという側面もあるだろう。どうすれば、企業が食の安全を確保できるかを考えなければならない。

委員：生産の各段階において、それぞれの責任者がきちんと責任を果たすことで、食の安全を実現する必要があるのではないか。